

## 府立学校の在り方懇話会障害児教育部会（第12回）の開催概要

1 日 時 平成13年10月31日（水）10：00～12：00

2 場 所 京都府公館 第5会議室

3 出席者

（部会委員）9名＜欠席1名＞

（京都府教育委員会）太田指導部長、松本指導部理事、竹岡障害児教育室長ほか

4 概 要

(1) 報告

ア 府民からの意見紹介

事務局から、府民からの懇話会に対する意見について紹介があった。

（注）府民からの意見については別途掲載

(2) 協議

ア まとめ（案）について

まとめ（案）について意見交換が行われ、それらの意見を踏まえた加除修正や文言の点検を行うことが確認された。加除修正等については、部会長、副部会長に一任され、次回再度協議することです承された。

<委員の意見要旨>

- ・ 教員の資質については、専門性を高めるという側面だけではなく、人間性・社会性をベースにして考えていく必要がある。
- ・ 教員の研修については、養護学校において研修を実施するなど参加体験を重視した実践的な研修が重要である。総合教育センターや校内研修などにおいて研修機会、内容の充実を図るとともに研修方法の充実を図っていく必要がある。
- ・ 今後、教育相談等心理的な面からの対応が教育に求められてくる。専門職の活用という視点の中に取り入れていく必要があるのではないか。
- ・ 障害の重度・重複化、多様化や就学指導の在り方の改善が進められている状況から、今後、専門的な教育機能として相談機能の充実がますます重要になってくると思う。
- ・ 広汎性発達障害やADHD等の児童生徒は一般の学校にも在籍しており、一般の先生方にとっても障害児教育の研修は必要である。開かれた養護学校という意味からも、養護学校がその専門性を生かし、教育的な面から一般校へアプローチしていくことも必要ではないか。

- ・ 教員の資質の向上や学校の活性化、地域に開かれた学校ということから、一般校を含めた人事交流を積極的に進めていくべきではないか。
- ・ 教員全体の資質向上ということも必要であるが、障害の多様化に対応し、障害の特性を踏まえて指導ができるスペシャリストの教員を養成していくことも必要ではないか。
- ・ 教員が教育に対して意欲や情熱を持つということは当たり前のことであり、養護学校で教育にあたっていこうとする者には、特殊教育教諭免許状の取得を奨励することも必要ではないか。
- ・ 学校週5日制の完全実施に伴い地域での過ごし方が課題となっているが、放課後や長期休業の過ごし方も同様である。教育の面からだけで解決できる問題ではないが、養護学校としてできることはないか検討していくことも必要ではないか。
- ・ 教員の勤務のこともあるが、宿泊学習を夏休み中にすることやプールの開放日を増やすことなど工夫できないか。
- ・ 養護学校の先生にボランティアとして活動にきていただくと、他のボランティアの方に対するボランティア養成の機会にもなっている。その場限りにせず、1年間を通して参加していただければと思う。
- ・ 「ふれあい・心のステーション」へ行ったが、接客態度や社会性を身に付け、作業学習の意欲を高める良い動機付けになっているだけでなく、製品の質が向上し、種類が豊富になるという成果があると聞いた。そういう成果についても触れてはどうか。
- ・ 木工、窯業、縫製という種目で作業学習が行われているが、職業として道が開けるかどうかは別にして、美術や音楽、書道など文化的な学習について、感性を磨くという意味からも、施設設備の充実も含めて取り組んではどうか。
- ・ 「地域との連携」という言葉があるが、学校と地域は対立の関係ではなく、学校は地域の一部であり、地域の中に学校はあるという考え方を大事にしていく必要がある。
- ・ 職業教育は希望進路の実現を最終目標としているのではない。希望進路を実現した上で、自立した生活を過ごしていくという観点を大切にしていくことが必要である。
- ・ 養護学校は障害のある子どもたちが通学しており、どの子どもも医療的な関わりを持っている。医療的ケアの必要な子どもが通学しているからということではなしに、障害のある全ての子どもたちの医療的な背景について基本的な理解を深めていくため、巡回相談等医療との連携を制度化していくという視点が必要である。

## 1 まとめに当たって

障害児教育部会では、ノーマライゼーションの進展など、社会の変化に対応した障害児教育の在り方について検討するため、次の4項目を検討項目として定めた。

- ・「府立養護学校の配置の在り方」
- ・「高等部職業教育の充実」
- ・「障害の重度・重複化、多様化への対応」
- ・「福祉、医療等との連携の在り方」

「中間まとめ」では、ノーマライゼーションの進展に向けた「府立養護学校の配置の在り方」という言わばハード面について協議を進めたところであるが、本年度は、障害の重度・重複化、多様化に対応した教育内容や方法等主にソフト面の充実について、協議を進めその改善方向を示した。

## 2 府立養護学校の配置の在り方

府立養護学校の配置の在り方については、「中間まとめ」において『現在の通学区域が縮小されるよう、養護学校の配置を見直し、再編整備を図る必要がある。』との提言を行い、現在京都府教育委員会において、各委員から出された関連意見も参考に、府域全体にわたって調査・検討を行い、再編整備計画の策定が進められている。

計画を策定するに当たっては、障害の重度・重複化、多様化に対応してよりきめ細かな教育を進めるため、養護学校の専門的な教育機能を高める観点から、教員の資質能力の向上はもとより、教育内容や方法の充実、地域社会や福祉、医療、労働等関係機関との連携強化等今回の「まとめ」の内容を踏まえ、地域の特性を生かし、より地域社会に開かれたものとされるよう強く期待するものである。

## 3 高等部職業教育の充実

### (1) 盲学校

理療科及び保健理療科では、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師」の養成を中心とした職業教育が行われているが、医療の進歩や理療への関心の高まりなどから、より高度の専門性が求められている。また、各職場にコンピュータ等の情報機器が導入され、カルテや保健取扱業務等で使用されるなど情報化の進展は著しいものがある。一方、画面上の情報を点字で表したり、音声で伝えるなど様々な周辺機器が開発されており、視覚障害者がコンピュータを活用しやすい環境ができてきている。

こうしたことから、情報機器の一層の整備を図り、効果的な職業教育を実施していく必要がある。特に、理療科及び保健理療科では、インターネットを活用することにより医療機関等から最新の情報を入手でき、より専門性の高い学習指導を進めることができる。また、高等部在学中に情報機器を活用する技術を習得することにより、病院等の職場における情報管理システムに対応するとともに、事務職など新たな職域への就労の可能性も高まると考えられる。

## (2) 雙学校

職業に関する学科では、設置学科の特性を生かし、技術・技能の習得が行われているが、産業構造の変化により、学んだ技術を生かせる職業が減少し、関連する業種に就職している卒業生は少ない状況にある。また、企業では、職場におけるコンピュータ機器の導入が進められており、情報処理能力などより高度な技術・技能の習得が求められている。

また一方では、高等部生徒が年々減少し、学科によっては在籍者がいない年度があるなど、生徒のニーズにあったものとなっているのかどうかの課題もある。こうしたことから、技術革新や情報化等社会の変化に対応するとともに、生徒の能力・特性に応じた職業教育を一層充実させるため、現在設置されている職業に関する学科を情報をベースにした学科へ改編することについて積極的に検討する必要がある。

## (3) 養護学校

各学校では木工、窯業、縫製などの種目での作業学習や全ての教育活動を通して、働くことを含め、卒業後の社会生活を営む上で必要な力を高めることに重点をおいた指導が行われている。障害の重い生徒への対応として、補助具の使用や適切な作業種目の設定など、指導内容・方法についても生徒の実態に応じた創意工夫が図られている。

こうした作業学習等で作成した製品を、毎年9月に京都市内の百貨店において実施されている「ふれあい・心のステーション」や地域のスーパーなどにおいて、生徒自らが販売を行っているが、このような販売体験学習は、障害のある生徒が接客態度や社会性を実践的に身につけ、日常の作業学習への意欲を高める良い動機付けとなっている一方、府民や企業関係者にとっても障害についての理解を深める良い機会となっている。今後、身近な地域でこうした取組が行われ、障害のある生徒への理解と支援の輪が広がっていくことを期待するものである。

また、産業構造の変化に伴い企業の採用者数の減少や求人要件の水準が高まっていること、製造業関係の求職が減少し第3次産業の割合が高まっていることなどから、新たな職域・職種の開拓が必要となってきた。そのため、各養護学校では、生徒個々の能力や適性に応じ、サービス業に対応した新たな作業種目の導入など、指導内容・方法の一層の工夫・改善を図っていく必要がある。その際、地元企業や商工団体等との連携を密にする中で、職場実習を充実・拡大させたり、地域の人材を社会人講師やボランティアとして積極的に活用するなど地域の特色を生かした作業学習の一層の改善・充実が必要である。

## 4 障害の重度・重複化、多様化への対応

### (1) 専門的な教育機能の向上

障害のある児童生徒やその保護者は、自立と社会参加をする基盤を培うための専門的な指導を養護学校等に期待しており、こうした期待に応えるためには、障害に起因する行動特性についての理解や心理的側面からのアプローチなど、最近の研究成果を踏まえた適切な指導が行えるよう教職員の指導力の向上を図ることが重要である。

そのためには、国立特殊教育研究所や大学等への派遣研修、医療機関等と連携した校内研修など、教員の研修機会やその内容の充実に努めるとともに障害の状況や特性に応じた施設設備の改善・充実を図っていくことが必要である。

また、障害の多様化に対応した効果的な指導について教職員に助言したり保護者の相談に応じるなど、学校の専門的な教育機能をより向上させるため、理学療法士や作業療法士などの専門職の活用についても検討する必要がある。

## (2) 病気療養児の教育

学齢期の病気療養児に対する教育は、病院に隣接する病弱養護学校、病院内に設置されている院内病弱学級及び通常の小・中学校に設置されている病弱学級で行われている。

しかし、近年の医学の進歩等により、病弱養護学校で学ぶ児童生徒の状態は大きく変化してきている。

戦後長い間、病弱養護学校等で学ぶ児童生徒のほとんどが、結核感染児、喘息及び腎疾患等で長期間病院に入院していたが、最近では小児癌等の難病や生活習慣病を含む様々な慢性疾患、さらに心身症に代表される心理的な課題のある児童生徒が増加するなど疾患構成が様変わりしている。また、入院も長期間ではなく、短期・頻回化が進んでおり、小・中学校と病弱養護学校間を何度も行き来する児童生徒が増加している。

こうした中で、入院するほどでもないが一定の生活規制が必要な児童生徒や養護学校に隣接していない病院に入院している児童生徒に対して、病院等関係機関とも連携を図る中で、病弱養護学校への通学制や訪問教育の導入などを検討していくことが必要である。

## 5 福祉、医療等との連携の在り方

### (1) 学校における医療的ケアの必要な児童生徒への対応

近年の医学の進歩により在宅医療が進み、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒も、入院せずに家族と共に生活することができるようになってきている。それに伴い、こうした児童生徒の多くが、病院隣接の病弱養護学校ではなく、通学制の養護学校へ通学するようになってきている。

こうした状況を踏まえ、修学旅行や宿泊を伴う教育活動においては、必要に応じて医師や看護婦（士）の派遣がなされているが、日常の教育活動においては、保護者の援助や各学校の努力によるところが大きい状況にある。

このことは、全国的に共通する課題でもあることから、文部科学省と厚生労働省等との協議を得て、学校における医療的バックアップ体制について現在も調査・研究が継続されているところであるが、京都府においてもこうした研究の情報収集に努めるとともに、医療的ケアのガイドラインの作成を含め、学校で安心して対応できるシステムの確立に向けた実践的な研究を早急に進めていくことが必要である。

### (2) 地域生活への教育的支援

近年、ノーマライゼーションの進展に伴い、障害のある子どもたちが、地域社会の一員として豊かに生きていくことが求められている。身近な地域社会で障害のある子どもたちが様々な体験を通じて、好ましい人間関係を育み、生き生きと生活をしていくには、各地域で障害のある子どもたちが、主体的に参加・活動できる体験活動の機会が設定されるとともに、居住地域の人々の理解と支援が必要である。

そのためには、市町村や福祉圏域等身近な地域で、ボランティア団体などの協力も含め、

福祉や教育等関係する機関の連携の下で、障害児（者）をサポートする体制が整備されることが望まれるところであり、養護学校等も障害児教育の専門性を生かす立場から必要な情報提供など積極的に協力し、支援を行っていくべきである。

また、養護学校においては、障害児（者）の地域での生涯学習を支援する人材を養成するためのボランティア養成講座を開催したり、市町村などの主催により定期に行われている地域活動に教員が主体的に参加している状況がある。今後、こうした取組を一層充実・拡大させ、学校支援ボランティアや地域支援ボランティアなどの養成につなげていくことも必要である。

更には、来年度から学校週5日制が完全実施されることに伴い、障害のある子どもたちが地域社会で生活する時間が多くなっていく中で、障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に活動できる機会の提供に向け、市町村など関係機関と連携しながら府としても必要な支援をしていくことが望まれる。